

令和6年度区域指定に関する標準判定式に係る 入力値について

令 和 6 年 6 月
総 務 省

入力値に係る手続の流れと今後のスケジュール

- ✓ 令和6年3月28日のこの研究会の取りまとめを踏まえて、区域指定に関する標準判定式に係る入力値について、令和6年4月27日（金）～5月27日（火）の間、総務省が提案を募集
- ✓ 募集結果を踏まえた入力値は、8月末までの支援区域の指定・公表に向けて、全国約23万町字の町字ごとの一回線当たりのコストを算定するために用いる想定

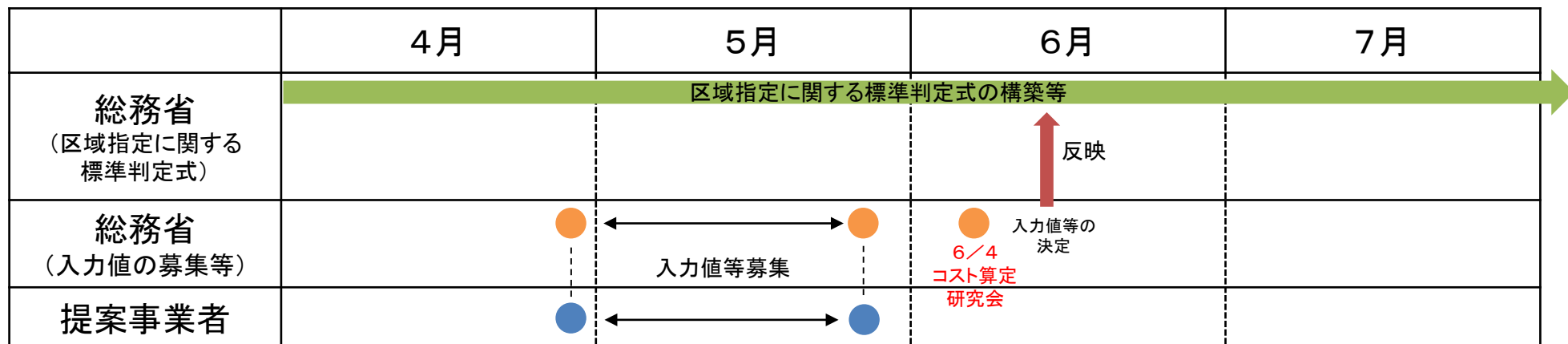
ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する報告書（令和6年3月28日）（抄）

（6）区域指定のコスト算定に関する入力値等

（ウ）考え方

入力値の設定に当たっては、より実態に即したものとする一方で、透明性の確保の観点からも、総務省において今後公募を行うことを想定することとし、実際に行った場合には、その公募の結果を踏まえて、実際の一般的な電気通信事業者を想定し、各電気通信事業者の平均的な値を取ることを基本としつつ、例えば妥当性が確認できた入力値の中で一番低い値を用いることを決定するなど、総務省において中立・公平に決めることが適当である。

公募を行う場合にあっては、例えば、30万を超える契約回線数を持って第二号基礎的電気通信役務を提供する者など、一定の基準を設定し、その基準を満たす電気通信事業者の実際に使用している数値を想定することが適当である。



6月末
7月～8月
8月末までに

報告対象事業者からの回線規模等の報告（世帯カバー率や公設設備の有無等）
回線規模等の報告の集計及び区域指定に関する標準判定式による作業
支援区域（一般支援区域・特別支援区域）の指定・公表

基本的な考え方

- ✓ 入力値を可能な限り実態に即したものにすることを観点から、一定の選定基準を満たす電気通信事業者（以下「提案事業者」という。）に対して入力値の提案を総務省が募集
- ✓ ここで「一定の選定基準」については、区域指定に関する標準判定式が、全国のネットワーク全体のコストから町字ごとの一回線当たりのコストを算定することとしていることから、一定の事業規模（契約数）を有することや、交付金の交付を受けて不採算地域で第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であることなど、経営効率性に配慮しながら実際にサービス提供を行って実態を反映するデータを保有している事業者が選ばれるようにする
- ✓ 募集の際、入力値の項目全てについて提案を依頼するものの、やむを得ず、提案することが困難な入力値がある場合には、提案可能な入力値のみでも可とする
- ✓ 入力値（時点）は、提案事業者が入手可能な最新の実績値とする
- ✓ 入力値は、区域指定に関する標準判定式の部門コストごとに募集する → 詳細は次ページ参照
- ✓ アクセス回線部門については、LRICモデルを活用・流用することとしていることから、
 - ・ブロードバンドサービスのコスト算定に大きく影響するもの（OLT、光ケーブルなど）について募集し、
 - ・それ以外に活用・流用に必要な入力値については現行のLRICモデルに実装されている入力値を活用・流用することとする

入力値の扱い

- ✓ 入力値の決定に当たっては、提案事業者からの提案値及びその算定方法に係る根拠データ等を十分に考慮するものとする
- ✓ 今回（令和6年）の入力値の募集に当たっては、制度上初回であり、過去の例を比較参照するなどの手法を採用することができない状況等も踏まえて、
 - ・複数の提案事業者から提案のあった入力値については、提案値及びその算定方法を考慮しつつ、平均値等を活用して決定し、
 - ・唯一の提案事業者から提案のあった入力値については、提案値の算定及び算定方法（サンプル数値の処理等）を踏まえて、決定することとする

部門ごとの入力値の主な項目

① アクセス回線部門

- ・ 主にONUからOLTまでのアクセス回線設備の算定に必要な設備の施設保全費や単価

※LRICモデルでモデル化されていない引込線・屋内配線については、一回線当たりの月額費用を入力値とする

※LRICモデルを活用・流用してFTTH相当コストを算定するため、一部メタルケーブルや音声収容ルータ等本来の算定範囲に直接的に影響しない入力値についても参考として募集している。

② 海底ケーブル部門

- ・ 光海底ケーブルの施設保全費や単価

- ・ 陸揚局に関するコストについては、次の2つの場合の維持管理費

A：光海底ケーブルを陸揚げしてそのまま収容局に入る場合の陸揚げに関するコスト

B：陸揚局を設置して、一旦光海底ケーブルを陸揚局に収容する場合の陸揚局に関するコスト

③ 中継回線部門

- ・ 収容ルータ、中継ルータ・中継伝送路、網終端装置のそれぞれの一回線当たりの月額費用

④ 設備利用部門

- ・ 設備利用部門（営業費用等で、競争対応費用を除く。）の一回線当たりの月額費用

參考資料

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要

5

- ✓ 人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、令和5年6月16日施行の改正電気通信事業法等により、第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス。以下「BBユニバ」という。）制度を創設

BBユニバの対象^{※1}



- ① FTTH
- ② CATVインターネット（HFC方式）
- ③ ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）

※1 下り名目速度30Mbps以上のものに限る

- ・HFC（Hybrid Fiber Coaxial）方式は、幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式で、このうち上り名目速度10Mbps以上のもの
- ・ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）は、固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの

交付金

負担事業者^{※2}から徴収する負担金を原資とする交付金を支援対象事業者^{※3}に対し交付することで、不採算エリア（支援区域）におけるBBユニバの提供に要する維持管理費用の一部を補填

事業者規律

BBユニバ提供の電気通信事業者^{※4}に一定の規律

- ・契約約款の作成、届出義務
- ・約款に基づく役務提供義務 等

※4 支援対象事業者又はBBユニバの契約数の合計が30万を超える電気通信事業者

総務大臣

③ 交付金額等
認可申請

④ 認可

支援対象事業者^{※3}

支援区域で
BBユニバを提供

- ① コスト算定のための
基礎データの算出

② 資料届出

交付金・
負担金額
の算定

交付金・
負担金額
の確定

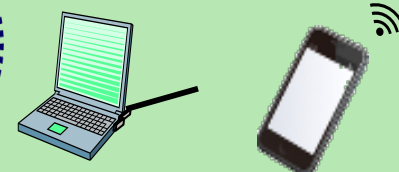
基礎的電気通信
役務支援機関

TCA 一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

⑤ 負担額通知

負担事業者^{※2}

（固定・携帯ブロードバンド事業者）



⑥ 負担金納付

⑦ 交付金交付

※3 第二種適格電気通信事業者という。一定の世帯カバー率を満たす等した上で申請に基づき総務大臣が指定

※2 前年度の電気通信事業により生じた収益額が10億円を超える事業者。
各負担事業者から徴収される負担金額は、当該事業者の前年度の電気通信事業における収益額の3%が上限

- ✓ 実際費用による算定では、事業者固有の事情が含まれ、また未整備地域のコスト算定が不可能であるため、BBユニバ制度においては、**客観性を確保した、標準的な算定方法**が必要
- ✓ そこで、全国約23万町字の**町字ごとの一回線当たりのコスト**を算定する方法として、①**不採算地域（支援区域）**を特定するための**区域指定に関する標準判定式**、②**交付金算定に関する標準判定式**の2つを使用

①区域指定に関する標準判定式

算定対象設備

ネットワーク全体

費用範囲

設備の維持管理費用等

算定式

アクセス回線部門＋海底ケーブル部門
中継回線部門＋設備利用部門
ごとに算定式を確立して計算

算定結果

町字ごとの一回線当たりのコスト

②交付金算定に関する標準判定式

アクセス回線設備
(最寄りの収容局～利用者宅)
海底ケーブル等

設備の維持管理費用等

アクセス回線部門＋海底ケーブル部門
＋設備利用部門
ごとに算定式を確立して計算

町字ごとの一回線当たりのコスト

≠



←町字ごとの世帯カバー率・
公設地域等の情報(毎年
6月末までの事業者報告)



用途

支援区域の指定
(一般支援区域又は特別支援区域)

交付金額の算定

(1)標準判定式が前提とするネットワークの範囲

検討の視点4(ネットワーク全体のコスト)

- ✓ 総務省の調査検討を踏まえれば、LRICモデルをアクセス回線部門コストの算定に活用・流用できる一方、海底ケーブル部門コスト、中継回線部門コスト及び設備利用部門コストの算定には活用・流用できない
- ✓ よって、これら3つの部門コストについては、LRICモデルの流用等ではなく、それぞれ算定する必要がある

《「区域指定」に関するコスト算定(全体像イメージ表)》

